



佐賀県公報

平成16年
6月18日
(金曜日)
第12469号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

- 青少年に有害な図書等の指定 (四四〇・こども課) 一
- 都市計画事業の認可 (四四一・まちづくり推進課) 二
- 道路の区域の変更 (四四二・道路課) 二
- 道路の供用開始 (四四三・) 二
- 道路の区域の変更 (四四四・) 二
- " (四四五・) 三
- 道路の供用開始 (四四六・) 三
- 道路の区域の変更 (四四七・) 四
- 道路の供用開始 (四四八・) 四
- ノート型パーソナルコンピュータの購入に係る一般競争入札 (情報・業務改革課) 四
- 厳木地区有ノ木換地区換地計画 (農地整備課) 六
- 北方町営高野地区土地改良事業施行決定 () 六
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 七

○ 告 示

●佐賀県告示第四百四十号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十六年六月十八日

佐賀県知事 古川 康

種 類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指 定 理 由
雑 誌	16-48	漫画ダイナマイト 7月号	辰巳出版(株)	05979-7	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16-49	漫画オリンピア No. 333 7月号	辰巳出版(株)	07587-7	
"	16-50	人妻の本当にあった淫らな話 Vol. 13 7月号	(株)一水社	18400-7	
"	16-51	本当にあった人妻の浮気話 7月号	ミリオン出版(株)	18123-7	
"	16-52	オトナの秘密の告白 7月号	雄出版(株)	02195-7	
"	16-53	若妻 [ヤンツマ] Vol. 13 7月号	(株)バウハウス	08841-07	
"	16-54	こんなにやさしいお姉さん BACHELOR 7月号増刊	(株)ダイアプレス	07538-07 ①-2004, 7/24	
"	16-55	スーパー写真塾 7月号	(株)コアマガジン	15431-7	
"	16-56	月刊バチェラー [BACHELOR] 7月号	(株)ダイアプレス	07537-07	
"	16-57	URECCO gal 7月号	ミリオン出版	01865-7	

●佐賀県告示第四百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成十六年六月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

伊万里市

二 都市計画事業の種類及び名称

伊万里都市計画道路事業 三・三・三号 大坪木須線

三 事業施行期間

平成十六年六月十八日から

平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 伊万里市大坪町字裏川内、字西大川、字東田川、字神森及び

字松ノ木原

使用の部分 なし

●佐賀県告示第四百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年六月十八日から平成十六年七月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道の区間		変更前後の別	区員	
	前	後		メートル	延長メートル

一般国道 三三三三号	東松浦郡七山村大字仁部字日隠一六四〇番一地先から 東松浦郡七山村大字仁部字日隠一六八九番一地先まで	東松浦郡七山村大字仁部字日隠一六四〇番一 地先から 東松浦郡七山村大字仁部字日隠一六八九番一 地先まで	後	六〇・〇 九・四	五六〇・九
	東松浦郡七山村大字仁部字日隠一六四〇番一地先から 東松浦郡七山村大字仁部字日隠一六八九番一地先まで	東松浦郡七山村大字仁部字日隠一六四〇番一 地先から 東松浦郡七山村大字仁部字日隠一六八九番一 地先まで	前	二四・三 八・二	五七〇・〇

●佐賀県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年六月十八日から平成十六年七月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三三三三号	東松浦郡七山村大字仁部字日隠一六四〇番一 地先から 東松浦郡七山村大字仁部字日隠一六八九番一 地先まで	平成一六・六・一八

●佐賀県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年六月十八日から平成十六年七月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路		変更前後の別	区 域	
	区 間	の		幅員メートル	延長メートル

一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字中小路一〇二五八番地先から	後	二九・〇	二四九・八
	武雄市朝日町大字中野字都郷一〇二〇番二地先まで	前	一四・三	

一般国道 四九八号	武雄市朝日町大字中野字中小路一〇二五八番地先から	後	二一・三	二四四・一
	武雄市朝日町大字中野字都郷一〇二〇番二地先まで	前	一〇・六	

北方朝日線 県道	武雄市朝日町大字中野字中小路一〇二九一番一地从先から	後	二九・〇	一八〇・〇
	武雄市朝日町大字中野字中小路一〇二六四番一地从先まで	前	一四・〇	

●佐賀県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年六月十八日から平成十六年七月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道 路		変更前後の別	区 域	
	区 間	の		幅員メートル	延長メートル

一般国道 二〇七号	鹿島市浜町字町添乙一六五六番一地从先から	後	一三・五	一〇八・一
	鹿島市浜町字多々良川甲四二八二番一地从先まで	前	一三・〇	

一般国道 二〇七号	鹿島市浜町字町添乙一六五六番一地从先から	後	一三・五	一〇八・一
	鹿島市浜町字多々良川甲四二八二番一地从先まで	前	一三・〇	

●佐賀県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成十六年六月十八日から平成十六年七月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
-----	---------------	---------

一般国道 二〇七号	鹿島市浜町字町添乙一六五六番一地从先から 鹿島市浜町字多々良川甲四二八二番一地从先まで	平成一六・六・一八
--------------	--	-----------

●佐賀県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年六月十八日から平成十六年七月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
鹿島市大字三河内字吹野丙四三一番地先から 鹿島市大字三河内字八名乙一五一一番一地先まで	鹿島市大字三河内字吹野丙四三一番地先から	鹿島市大字三河内字八名乙一五一一番一地先まで	後	三四・〇 〃 一一・一	七三・二
	鹿島市大字三河内字吹野丙四三一番一地先から	鹿島市大字三河内字八名乙一五一一番一地先まで	前	一一・五 〃 五・八	八六・一
鹿島市大字三河内字吹野丙四三一番地先から 鹿島市大字三河内字八名乙一五一一番一地先まで	鹿島市大字三河内字吹野丙四三一番地先から	鹿島市大字三河内字八名乙一五一一番一地先まで	前	三四・〇 〃 一一・一	七三・二
	鹿島市大字三河内字吹野丙四三一番地先から	鹿島市大字三河内字八名乙一五一一番一地先まで	後	一一・五 〃 五・八	八六・一
皿屋三河内線	鹿島市大字三河内字八名乙一五一一番一地先から	鹿島市大字三河内字吹野丙四三一番地先まで	後	一一・一 〃 八・〇	七三・二
	鹿島市大字三河内字吹野丙四三一番地先から	鹿島市大字三河内字八名乙一五一一番一地先まで	前	一一・五 〃 五・八	八六・一

●佐賀県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年六月十八日から平成十六年七月十七

日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年六月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
皿屋三河内線	鹿島市大字三河内字吹野丙四三一番地先から 鹿島市大字三河内字八名乙一五一一番一地先 まで	平成一六・六・一八

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年6月18日

収支等命令者

佐賀県統括本部情報・業務改革課長 迎 出

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 598台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成16年10月29日(金)
- (4) 納入場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県統括本部情報・業務改革課(新行政棟5階)
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見

<p>積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点でする者であること。</p> <p>(2) 当該物品の納入後、発注者の求めに応じて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを速やかに提供することができる者であること。</p> <p>3 入札参加者に求められる義務</p> <p>入札に参加しようとする者は、納入しようとする物品等の機能等を説明する書類及び2の(2)を確認することができる書類を、平成16年7月16日(金)の17時15分までに、4の(1)の場所に提出しなければならない。提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。</p> <p>なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>4 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先</p> <p>郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号</p> <p>佐賀県統括本部情報・業務改革課 情報管理担当(新行政棟5階)</p> <p>電話 0952-25-7390</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法</p> <p>入札説明会で交付する。</p> <p>なお、入札説明会に出席することができない者で競争入札への参加を希望するものには、平成16年6月30日(水)から7月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の8時30分から17時15分までの間(1)の場所で随時交付する。</p>	<p>(3) 入札説明会の日時及び場所</p> <p>平成16年6月30日(水) 10時</p> <p>郵便番号840-0041 佐賀県佐賀市内一丁目6番5号</p> <p>佐賀県職員互助会館 中会議室</p> <p>電話 0952-29-8244</p> <p>(4) 入札書の提出方法</p> <p>(1)の場所に7月30日(金) 10時までに持参すること。</p> <p>なお、郵送の場合は書留郵便とし、7月28日(水)までに必着のこと。</p> <p>(5) 開札の日時及び場所</p> <p>平成16年7月30日(金) 11時</p> <p>佐賀県職員互助会館 中会議室</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金</p> <p>佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。</p> <p>イ 契約保証金</p> <p>佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。</p> <p>(3) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 1人で2以上の入札をした者</p> <p>オ 代理人でその資格のないもの</p>
---	---

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

- (4) 契約書作成の要否 要
(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (6) 詳細は入札説明書による。

(7) この調達契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐賀県条例第17号）の適用を受ける。

(7) この調達契約は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased :
Notebook—sized personal computer 598 set
- (2) Deadline : 10:00 A.M. 30th, July 2004
- (3) For more information, Contact : Regional Development and Information Division, Planning Department, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai Saga-Shi, Saga-Ken, 840-8570, Japan
Tel 0952-25-7390

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備）厳木地区有ノ木換地区の換地計画を定め

たので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月18日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備）厳木地区有ノ木換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年6月21日から平成16年7月16日まで

3 縦覧の場所

厳木町役場

北方町長 松本 和夫から協議のあった北方町営土地改良事業（ため池等整備 用排水施設整備）高野地区の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年6月18日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

北方町営土地改良事業（ため池等整備 用排水施設整備）高野地区計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年6月21日から平成16年7月16日まで

3 縦覧の場所

北方町役場

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成16年6月18日
佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	唐津市町田三丁目1681番1	平成 16.6.7	5.99~6.00	34.62

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年六月十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）